

# 税の申告が始まります

## 申告の準備はできていますか？

今年も町県民税・所得税の申告時期となりました。申告は、正しく税金を計算し納めるための手続きです。申告期限近くになると、会場が大変混み合いますので、早めの準備と申告をお願いします。

## 申告会場を統合し「町中央公民館」で開設します！

町役場庁舎と地区での申告相談会場を統合し、「町中央公民館」で申告会場を開設します。また、混雑を緩和するため、地区ごとに指定日を設けます。

場 所 町中央公民館 中ホール

開設期間 2月16日(火)～3月15日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

時 間 9時～16時30分(受付：16時まで)

### 申告相談日程表

※各地区会場での受付はありません

対象地区	月 日	対象地区	月 日
高田・室原	2月16日(火)・17日(水)・18日(木)	池 辺	3月2日(火)・3日(水)
広幡・上多度	2月19日(金)・22日(月)	笠 郷	3月4日(木)・5日(金)
小畑・多芸	2月24日(水)・25日(木)	全 地 区	3月8日(月)・9日(火)・10日(水)
養老・日吉	2月26日(金)・3月1日(月)		11日(木)・12日(金)・15日(月)

※混雑を緩和するため、できるだけ上表の指定日のご来場にご協力ください。

※対象地区に都合のつかない人は、申告期間中に都合のつく日にお越しください。

●町の申告会場では下記の①～⑩に該当する申告は受付していません。税務署の確定申告会場(大垣市民会館)で申告してください。

- ①過年分の申告 ②青色申告 ③消費税・贈与税の申告 ④初めての住宅借入金等特別控除の申告
- ⑤譲渡所得(公共事業などのために売った土地建物を除く土地建物や株式の売買)の申告
- ⑥分離課税の申告 ⑦雑損控除の申告 ⑧繰越控除の申告 ⑨準確定申告(亡くなった人の申告)
- ⑩その他内容が複雑な申告

●来場の際は、次の新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力をお願いします。

- ・せきや発熱、風邪症状、だるさなど、体調に不安がある人は、来場をご遠慮ください。
- ・入場の際に検温を実施します。(※37.5度以上の発熱がある人は、入場できません。)
- ・マスク等の着用をお願いします。(※マスク等を着用していない場合、入場をお断りすることがあります。)
- ・人の密集を避けるため、会場へはなるべく少人数でお越しください。
- ・入場の際に、手指の消毒をお願いします。
- ・受付票へ来場者全員の氏名・連絡先の記入をお願いします。
- ・会場の混雑状況により、入場をお断りし、後日の来場をお願いすることがあります。

●町中央公民館への問い合わせはご遠慮ください。

●税務課窓口では、申告の相談は行いません。提出のみの受付となります。

●新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止のため、申告書は郵送やe-TAXでの提出をお願いします。

●申告に関する詳しい内容は、広報よろう2月号でお知らせします。

問 税務課 ☎32-1103